

特記仕様書

甲府市令和５年度「土木工事共通仕様書」によること。また、これに特に定めのない事項については、国土交通省 関東地方整備局令和８年３月改定「土木工事写真管理基準」及び山梨県県土整備部監修令和７年１０月改定『建設工事必携』によること。
本工事の施工にあたって、特記仕様書に明記なき事項等については、土木工事共通仕様書、工事請負契約書、工事打合簿によるものとする。

なお、契約工期には、工程計画を綿密に立て、工期内完成検査を厳守すること。また、工事中途において諸問題が発生したときは、早期に監督員と協議し指示を受けること。

協議及び承諾に関する特記仕様

設計内容に係るものはもちろん協議打合せに関する事項は、〔工事打合簿〕によりその都度処理するものとし、遅滞無く監督員に打合簿を提出すること。監督員の了解・承諾のある前に施工した場合は、受注者の責任として行うこと。

施工上の注意に関する特記仕様

- 本工事において、設計書照査及び起工測量の結果を監督員に提出するとともに現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、受注者の責任において施工するものとする。
また、労働安全衛生規則により、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。
- 本工事においては、工程計画を綿密に立て、２週間毎の週間工程表（予定・実施：様式は指定無）をメールにて提出すること。また、月毎の履行報告書（計画工程に対して現場進捗状況が確認できる書類を添付）を工事打合簿にて提出すること。
- 本工事においては、工種に応じた適切な出来形・品質及び写真管理等を実施するものとする。
- 本工事において、工事着手前後には必要に応じて施主立会の下工作物の立会確認を実施することとし、結果を監督員に工事打合簿にて提出すること。また、民地塀等が連立する部分においては、区間を短縮（分割）し施工することとし、これに拠らず施工し工作物に支障が出た場合については、受注者の責任において対応するものとする。

段階確認等に関する特記仕様

段階確認にあたり、受注者は共通仕様書によるほか、次のものとする。

- 段階確認の施工計画作成
段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成すること。なお、施工計画書に含めて提出しなければならない。
- 社内検査の実施
段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、事前に社内検査結果出来形及び写真を監督員に提出すること。
- 段階確認時の注意事項
段階確認においては、検査（確認）部分の出来形が確認できる資料（段階確認箇所・段階確認内容・社内検査結果出来形及び写真）を事前に作成し、監督員に提出すること。また、配筋状況の確認時には配筋チェックシートを作成し、段階確認時に監督員に提出すること。
- その他
段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、受注者の様式により管理できる。

関係法令等の遵守と手続きに関する特記仕様

工事施工にあたっては、道路法、道路交通法、河川法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官庁署への届出及び許可等の手続きは、すみやかに行い監督員に報告すること。

また、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５８号）第６条第２項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

工期に関する特記仕様

本工事の工期は、雨天・土曜日曜日・祝日及び年末年始休暇を含んでいる。
ただし、やむを得ず土曜・休日等に作業を行う必要がある場合は、監督員に届け出ること。

工事カルテに関する特記仕様

受注者は、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し監督員の確認（機関印または監督員の記名・押印及び電子メールアドレスを記入）を受けたうえ、（財）日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。

- 受注時登録データの提出期限は、契約締結後１０日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）とする。
- 完成時登録データの提出期限は、業務完成後１０日以内とする。
- 業務履行中に、受注時登録データの内容のうち、「工期」または「現場代理人」または「監理・主任技術者」に変更があった場合は、変更があった日から１０日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）に変更データを登録申請しなければならない。工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金２,５００万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。
- 訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

創意工夫・工事特性・社会性等実施状況に関する特記仕様

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、工事特性への対応に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、所定の様式により提出することができる。実施前には計画書を監督員に提出し確認を受けること。

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間に関する特記仕様

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

下請施工体系図の作成及び提出に関する特記仕様

- 「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
- 提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
- 提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

安全・訓練等の実施に関する特記仕様

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当り半日（4時間）以上の時間を割り当て次の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等との実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真及び工事報告（工事日誌）に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、すみやかに中間報告するものとする。

安全管理に関する特記仕様

1. 交通管理

工事区域内の円滑な道路交通を確保するために、山梨県県土整備部発行の「道路工事交通保安施設設置基準書」（以下、設置基準）に示した安全施設について、工事現場内における標示施設・防護施設の設置及び交通誘導員の配置、並びにこれらの管理の取り扱いを次のとおりとする。ただし、現場の状況により柔軟に対応し、第三者の安全には充分留意すること。

2. 一般事項

- ① 工事を行う場合は、所轄警察署、道路管理者との協議及び安全施設設置参考図書に基づき必要な道路標識の設置、交通誘導員の配置を行うほか工事の起終点に必要な標示板を設置する。
- ② 夜間作業または昼夜間作業を行うときは、通行者に工事区間及び通行制限状況が明確に確認できるように必要な措置をとる。
- ③ 工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置し、修繕・塗装・清掃等の維持及び保守点検を常時行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すこと。
- ④ 「片側交通止」等の制限をして工事を行う場合は、通行を許す部分の路面は、常に良好な状態に維持して交通に支障を与えてはならない。
- ⑤ 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ⑥ さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ⑦ 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようすること。
- ⑧ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ⑨ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようすること。
- ⑩ 過積載と疑わしい車輛を排除するため、過積載防止に関する指導を徹底するとともに、その対策を施工計画書に記載すること。
なお、過積載の改善を指導された場合は、改善結果を文書で報告すること。
- ⑪ 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた保安施設配置図等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。
- ⑫ 豪雨、出水、その他天災に関して具体的な対策を計画を作成し、監督員に提出すること。

3. 特記事項

- ① 交通制限の形態
所轄警察署、道路管理者、地元住民等との協議による。
- ② 安全施設の設置時間
現場着工前2週間以上前に工事予告板を設置する。
現場着工時に設置基準により、必要な安全施設を設置する。
工事終了後、現場の後片付け等、交通開放に充分安全な期間まで、安全施設を設置し、現場を管理すること。
- ③ 夜間作業を休止する時間は、通行者に明確に現場の状況が判別できるよう、十分な照明、保安灯等を配置すること。
- ④ 休憩時間等、作業を休止する場合も、通行者の安全に充分留意し、必要に応じて、交通誘導員を配置すること。
- ⑤ 所轄警察署、地域住民等、第三者との協議による安全施設の変更は柔軟に対応し、交通の安全には十分留意すること。
- ⑥ 警察署からの道路使用許可書(写し)を施工計画書に添付し、変更が生じた場合も変更施工計画書または、工事打合簿により提出すること。

4. 工事における安全施工

山梨県県土整備部監修令和7年10月改正「建設工事必携」土木工事安全施工技術指針によること。

建設機械に関する特記仕様

1. 本工事の施工にあたり土木工事共通仕様書で定める建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国交省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすものとする。

また、国土交通省のホームページにより確認すること。<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kensetsusekou.htm>

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議のうえ設計変更するものとする。

また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

2. 低騒音型建設機械の使用

本工事において、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日 建設省経機発第54号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局あて 最終改正昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号 最終改定平成13年4月9日 国土交通省第487号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

建設副産物処理に関する特記仕様

- 建設廃棄物の適正処理及び県内中間処理施設での優先処理
建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等は、廃棄物処理法に基づく許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。
また、再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書を提出するとともに、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。
なお、本工事から排出される廃棄物は、自県内処理が好ましいため、県内の再資源化施設で処分することに努めるものとする。
- 処理方法
中間処理許可業者への委託処理
- 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出
本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(ECSEL 様式)」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。(以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30 センサスの対応していないため不可)
工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体(CD、DVD等)により監督員に提出するものとする。
なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。
※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること
URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-18建設副産物 第5項及び第6項』、『建設副産物処理基準〔5〕再生資源利用促進(計画・実施)書の提出』、および『再生資源利用基準〔7〕再生資源利用(計画・実施)書の提出』に代わるものとする。
- 建設発生土の搬出先市町村への情報提供
請負者は、本工事から建設発生土を当該工事現場の市町村から、他の市町村へ100m³(地山量)以上搬出する場合は、搬出前に指定様式により搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する次の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。
なお、情報提出後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。
 - 工事件名、工事概要、工事場所
 - 工事発注機関名、工事発注機関監督員名、連絡先
 - 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
 - 建設発生土の運搬業者名
 - 建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
 - 建設発生土の発注場所から受入先までの運搬経路
 - 建設発生土の搬出時期
 - 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m³)※搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。
- 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明等
本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により契約事務担当に、契約前に説明を行うこととする。
- その他
 - 中間処理業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないこと。
 - 中間処理業者に持ち込み後、速やかに建設廃材の処理状況を作成し、監督員に提出すると共に、工事関係書類に添付すること。
 - 受け入れ数量及び、中間処理業者が明記された受領書を委託時に受け取り、工事関係書類に添付すること。
 - 地中部分の構造物について設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。
 - この特記仕様書に明記されていない場合は、監督員の指示に従うこと。
 - この特記仕様書によりがたい場合または、疑問を生じた場合は、監督員と協議すること。

埋戻しに関する特記仕様

- 埋戻しに使用する土は、設計図書に指定されたものとし、塵芥その他の有害物は用いないこと。
- 埋戻し工及び掘削工は、工程に基づき、確実に連携を保ちながら施工すること。
- 埋戻しは、必ず排水したのちに実施し、水中埋戻しは行わないこと。
- 埋戻しは、設計図書で指定しない限り一層20cm以下に敷広げて、十分締固めを行い、沈下が生じないように施工すること。なお、構造物の周辺は特に念入りに締固めを行うこと。
- 埋戻しの際には、管渠・その他の構造物に損傷、管の移動等が生じないように施工すること。
- 埋戻しを行うに当たっては、地盤に存在する有害な雑物をその施工に先立って除去すること。
- 埋戻し後、復旧までの期間常時埋戻し路面の維持補修に努めること。
- 埋戻し路床仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工すること。
- 前項の支持力については、道路占用許可条件によること。
- 第三者が行う調査及び試験に対して、監督員より指示があった場合は、所要な調査及び試験を行い、その結果を監督員に提出すること。

工事写真に関する特記仕様

- 本工事において、土木工事共通仕様書に基づき写真管理を行うこととするが、工事写真の納品方法については、甲府市建設工事写真電子納品要領によるものとする。
- ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。

事業損失防止に関する特記仕様

- 工事施工期間中は、地盤沈下、振動等の測定及び沿道の調査を行い、監督員に報告しなければならない。
- 工事施工期間中沿道に被害があった場合は、速やかに状況を調査し、監督員に報告しなければならない。

保険の付保及び事故の補償等に関する特記仕様

- 受注者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。
- 受注者は、工事契約締結後1ヶ月以内に建退共制度の発注者用掛金収納書を提出すること。ただし、工事契約締結当初は製品製作等の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめ監督員に申し出ること。
- 受注者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去または損傷を与えた場合には、原形同等以上に復元しなければならない。また、既存樹木は、日照、通風、地下水等の生育条件をできるだけ変化させないように配慮をし、掘削等に伴う根系切断への対応のほか、周辺の地形の変化による生育基盤の変化等への対策を行うこと。
- かしの修補または損害賠償の請求期間は、公共工事請負契約書第44条第2項に示すとおりとする。

「法定外の労災保険の付保」に関する特記仕様

本工事において、請負者は法定外の労災保険に付さなければならない。

情報共有システムの利用について

この工事は、工事打合簿における協議について、「情報共有システム」の利用することが可能である。利用については監督員との協議のうえ、「市情報システム利用要領」及び「甲府市情報共有システム機能仕様書」によるものとする。

週休２日制適用工事について

この工事は、「週休２日制適用工事」であり、受注者は、現場施工に着手した日から現場が完了する日までの間、原則土曜日及び日曜日の２日間、一斉に事務作業を含めて一日を通して現場事務所が閉所された状態（以下「現場閉所」という）とし週休２日とすることに努めると共に、以下のことを実施しなければならない。

1. 本工事は、週休２日制適用工事として、月単位の週休２日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休２日（土日）に取り組むことができる。取り扱いについては、令和７年５月１５日から適用する「週休２日制適用工事実施要綱」及び「週休２日制適用工事に要する費用の計上について」による。
2. 通期又は月単位の現場閉所日は、原則土曜日及び日曜日の２日間、現場閉所とする。ただし、受注者の意向により、現場閉所日は、土曜日及び日曜日以外の日に定めることもできる。
3. 完全週休２日（土日）において、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
4. 受注者は、月単位の週休２日現場閉所（計画・実績）書（参考様式－１）又は完全週休２日（土日）現場閉所（計画・実績）書（参考様式－２）等に現場閉所日を示し、施工計画書により発注者に提出する。
5. 受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「甲府市建設工事請負契約約款」第２１条の規定による工期の延長変更を請求することができ、「甲府市設計変更基準」に基づき、適切に対応することとする。
6. 作業状況や天候等で休日を変更する場合は、振替休日を設定し、あらかじめ監督員に連絡する。
7. 受注者は、最終の現場閉所後速やかに「適用工事」の取組実績について、月単位の週休２日現場閉所（計画・実績）書（参考様式－１）又は完全週休２日（土日）現場閉所（計画・実績）書（参考様式－２）等に週休２日の実施方法を記載して発注者に提出し、確認を受けるものとする。
8. 受注者は、現場で就労する技術者及び作業員の労働環境に配慮しなければならない。
9. 受注者は、工事現場の公衆の見えやすいところに「週休２日制適用工事」であることを記載した掲示をする。（Ａ３版程度・任意様式）
10. 本特記仕様書に定めのない事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

仮設に関する特記仕様

現地の状況を十分把握し、安全性・経済性・構造等については、受注者が十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。また、騒音・振動などにより周辺住民から苦情が寄せられた場合は、直ちに工事を中止し、工法などについて監督員と協議するものとする。

工事の現場環境改善費に関する特記仕様書

1. 受注者は、本工事において「甲府市土木工事における現場環境改善実施要領」に基づく現場環境改善を実施することができる。
 2. 実施を希望する場合、事前に実施内容等を工事打合せ簿により協議するものとし、実施した内容は設計変更の対象とする。
- なお、率計上分による現場環境改善を実施しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策」を単独で実施することができるものとする。